

料金後納  
郵便

+  
+  
+  
+  
+

後期高齢者医療に係る医療費通知

親展

問い合わせ先  
〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内  
北海道後期高齢者医療広域連合 医療給付班  
TEL 011-290-5601 FAX 011-210-5022

または、お住まいの市区町村窓口まで



②

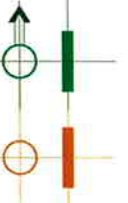
■ご案内は内側にあります。  
①②の順番でゆっくりとはがしてください。

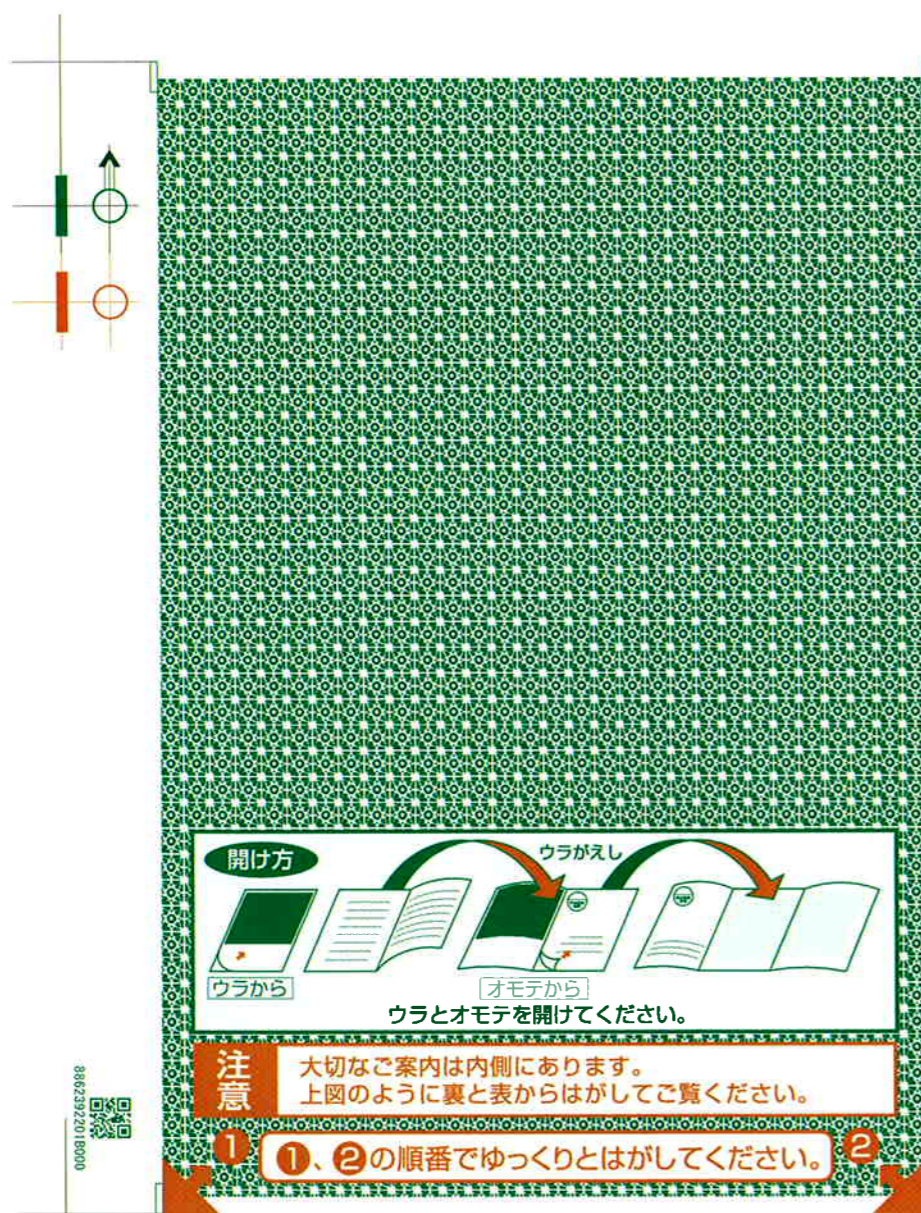
①

この通知は、請求書ではありません

受診年月	診療を受けた医療機関名称	診療区分	日数	医療費の総額

医療費通知の見かたについては、裏面に記載しています。





き  
が  
は  
便  
郵

### \* 医療費通知の見かた \*

1. この通知は、医療機関等からの請求書（診療報酬明細書）に基づき、「医療費の総額」を記載してあります。医療機関等からの請求書が遅れている場合は、同じ月に受診しても支払は別の時期になることがあります。
2. 「医療費の総額」のうち、9割（所得が一定以上の世帯に属する方は7割）に相当する額が後期高齢者医療保険から医療機関等へ支払われています。残りの1割（または3割）に相当する額は、皆様が医療機関等の窓口で負担された額となります。
3. 日数の中には、電話等により治療上の意見を求めたもの等も含まれています。また、薬局の場合は、薬を受けた回数を示しています。
4. 「医療費の総額」には、次のような保険外費用は含まれていません。  
 (1) 薬の容器代 (2) 往診時の車代 (3) 健康診断料  
 (4) 診断書料 (5) 入院時室料差額 (6) 歯科保険外診療 等
5. 傷病名、薬剤名等の診療内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。



#### 限度額適用・標準負担額減額認定証の手続きを忘れていませんか？

- ◎世帯の方全員が住民税非課税の場合にあらかじめ申請をしていただきますと、申請した月の1日から（月の途中で加入した場合は加入日から）有効な「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、入院したときの窓口での支払（保険適用分）が下記の自己負担限度額までになり、あわせて食事代が減額されます。
- ◎認定証はお住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口で申請すると交付されますので、詳しくは、当広域連合またはお住まいの市区町村窓口でお問い合わせください。

#### 住民税が非課税の方が医療病床に入院した場合の医療費自己負担限度額と食事療養費

所得区分		入院時および世帯単位の 自己負担限度額（月額）	1食あたり食事療養標準負担額	
住民税非課税世帯	【区分Ⅱ】		24,600円	過去1年の入院日数が90日以下
	【区分Ⅰ】	過去1年の入院日数が90日超		160円
		1割負担	100円	

- ・区分Ⅱに該当する方とは？…世帯の全員が住民税非課税の方
- ・区分Ⅰに該当する方とは？…世帯の全員が住民税非課税の方のうち、所得が0円で年金受給額が80万円以下の方

